

高松市ボランティア清掃用ごみ収集袋広告掲載募集要項

1 目的

民間企業等と協働し、高松市ボランティア清掃用ごみ収集袋を広告媒体として有効活用することにより、市の財源を確保するとともに、情報発信による地域経済の活性化等を図ることを目的として、広告掲載事業者を募集します。

2 業務概要

- (1) 業務名 高松市ボランティア清掃用ごみ収集袋広告掲載業務
- (2) 業務内容 別添の高松市ボランティア清掃用ごみ収集袋広告掲載仕様書のとおり
- (3) 履行場所 高松市指定場所
- (4) 使用目的 市内各地域で実施される清掃活動で使用

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公告の日から掲載決定の日までの期間に、高松市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 掲載申込書の提出日現在で、本市の市税に滞納がないこと。
- (5) 高松市広告掲載要綱に規定する規制業種又は事業者

4 広告の範囲等

（基本原則）

広告媒体に掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとします。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を配慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 本市条例及び関係法規を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

広告媒体に掲載しない広告は、内容が上記の基本原則に反するもののほか、次のとおりとします。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に類するもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) あたかも高松市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (10) 市ボランティア清掃用ごみ収集袋としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市ボランティア清掃用ごみ収集袋に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

5 手続

(1) スケジュール

- ① 募集の開始 令和8年7月1日(水)
- ② 申込書等提出期限 令和8年7月21日(火)午後4時まで
※ 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)
- ③ 選定結果通知 令和8年8月上旬(予定)
- ④ 広告原稿の提出 令和8年8月下旬(予定)

広告原稿は市の指定する日までに高松市環境指導課適正処理対策室に提出すること。

なお、事業者がこの日までに高松市に広告原稿を提出できないときは、当該広告欄は本市で使用する。この場合でも、事業者は広告掲載料を納付しなければならない。

- ⑤ 広告掲載料の納付 市が指定した時期

(2) 質問及び回答 (様式第3号)

令和8年7月1日(水)から同年7月14日(火)午後3時までに、電子メール、持参又はFAXで提出すること。

回答は、質問書の受付終了後、質問者及び申込者全員に回答する。
当該回答文書は、募集要項に対して追加又は修正したものとみなす。
なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

(3) 申込みに必要な書類

本案件に申込みをする時は、次の書類を提出すること。

ア 高松市ボランティア清掃用ごみ収集袋広告掲載申込書（様式第1号）

イ 会社概要（パンフレット等）

※法人の登記事項証明書の写し可（提出日より3か月以内に作成されたもの）

(4) 提出方法等

ア 提出方法 高松市環境指導課適正処理対策室に持参又は郵送

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後4時

○郵送の場合：一般書留又は簡易書留での送付に限る。なお、締切を過ぎて到着したものは失格とする。

イ 提出期限 令和8年7月21日（火）午後4時まで

ウ 提出先 高松市環境局環境指導課適正処理対策室（担当：松本、末澤）
〒760-0080 香川県高松市木太町2282番地1

6 選定・評価基準等

(1) 広告の選定

高松市広告掲載要綱に抵触する広告は選定しない。

(2) 選定方法

広告掲載事業者は、申込書に記載する優先順位によるものとする。優先順位を同じくする複数の申込みがあった場合は、入札額（1枚当たりの単価が0.3円以上）が高額なものとし、なお、複数となる場合は、くじによることとする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての申込事業者へ郵送により通知（様式第2号）する。

7 その他

(1) 応募書類の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 「高松市広告掲載要綱」及びこの要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

8 問合せ先

高松市環境局環境指導課適正処理対策室 松本、末澤

電話：087-839-2370 FAX：087-837-1458

E-mail：hai_si@city.takamatsu.lg.jp